

令和 3 年度
予算編成方針

令和 2 年 10 月
豊見城市

令和3年度予算編成方針

令和2年10月21日
豊見城市長 山川 仁

1 国の動向

内閣府の発表した「月例経済報告（令和2年9月）」では、経済の基調判断を「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とする一方で、「国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

また、日本銀行が発表した「全国企業短期経済観測調査（令和2年9月）」では、「大企業の業況判断は製造業、非製造業ともに改善。ただし、改善幅は小幅」としている。先行きは大企業・製造業、非製造業ともに改善が見込まれているものの、非製造業の改善幅は小さいとなっている。

このような中、政府においては「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」（令和2年7月17日閣議 財務大臣発言要旨）」のなかで、令和3年度は、感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができるとし、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する予算編成を行うとしている。

地方財政の動向については、総務省の「令和3年度の地方財政の課題」（令和2年9月30日）において、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が、感染症拡大への対応と地域経済の活性化の両立や防災・減災、国土強靱化等の重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしている。

2 沖縄県の動向

県内の経済情勢は、沖縄県の発表した「沖縄県経済動向（令和2年9月）」によると、入域観光客数は前年を大幅に下回っている。国内客は、来県自粛要請の影響で前年を大幅に下回っており、外国客においても、新型コロナウイルス感染症の拡大による入国制限が実施されていることから、皆減となっている。また、雇用情勢は、有効求人倍率がH28.7-9月期以来15期ぶりに1.0倍を下回った。個人消費については、百貨店・スーパーの売上高は既存店・全店舗ともに前年を下回っており、建設関連は、住宅着工は戸数、面積ともに前年を下回っているが、非居住建築物は、面積、工事費ともに前年を上回っている。これらのことから総合的に、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体としては後退しているが、一部に持ち直しの動きが見られる。」としている。

また、日本銀行那覇支店の発表した「県内企業短期経済観測調査（令和2年9月）」では、業況判断を「過去最低だった前回（6月調査）に比べてわずかに改善したものの、依然厳しい

状態」としている。また、観光が中心の県内経済を回復するには新型コロナウイルス感染者の増加を防ぐための水際対策の強化をより図る必要があるとも分析している。

内閣府の「令和3年度沖縄振興予算概算要求」では、昨年度予算を上回る概算要求額となり、9年連続で3,000億円規模を超える額となった。沖縄振興に資する事業を県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）は前年度比36億円の増、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）は前年度比36億円の増といずれも昨年度予算を上回る概算要求額となっている。近年沖縄振興特別推進交付金及び沖縄振興公共投資交付金の縮小傾向が本市の事業の計画的な進捗に支障を来たしているので、今後もこれら交付金を含む沖縄振興予算の動向について注視していく必要がある。

国及び県の動向や施策については、本市の予算編成に大きく影響をもたらすことから、今後も十分注視する必要がある。

3 本市の現状

本市の令和元年度普通会計決算においては、自主財源の柱となる市税において堅調な人口増加により市民税及び固定資産税が増加し市税総額が約67億5,440万円に達したが、社会保障施策の充実により、障害福祉サービス等給付費、児童扶養手当事業などの扶助費や、臨時財政対策債の元利償還金による公債費の増加、地方交付税等の減少の影響により、経常収支比率が94.4%となり対前年度比1.0ポイント悪化した。

基金残高は、財政調整基金が15.9億円となり、平成30年度末より1.4億円の減となっている。毎年度の予算編成においては基金繰入れにより財源不足を補っており、また今後の財政収支見通しにおいても多額の歳入不足が見込まれていることを勘案すると、本市の財政状況は厳しい状況となっている。

市債残高は、平成15年度以降、臨時財政対策債、公営住宅建設事業債、学校教育施設整備事業債及び新庁舎・消防庁舎建設事業債の影響により増加し、令和元年度末では約302.8億円となった。市債の増加は、後年度の元利金の償還によって財政運営を圧迫するだけでなく、その発行が制限される場合もあることから、**施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、適切な運用を図る必要がある。**

健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化基準を下回ったが、実質公債費比率は県内11市の中でも2番目に高い状況となっている。

また、令和2年10月に策定された「中期財政計画（令和2年度ローリング版）」における令和3年度の財政見通しでは、歳入では、人口増加等に伴う市税の増加が見込まれているものの、歳出では出生率の高さを背景とする子育て関連施策や社会保障制度におけるサービスの多様化及び人口の増加傾向等に伴う扶助費の増加に加え、実施計画に基づく（仮称）豊崎中学校建設事業、長嶺城跡総合公園整備事業の実施等、旺盛な行政需要が見込まれている。**本市の財政状況は中期的に見ても依然として厳しい状況ではあるが、安定した行政サービスを継続していくためには、各種事業の取捨選択を行う等、事業を厳選する必要があることを全職員が認識する必要がある。**また、制度の改正、国・県からの権限移譲等による事務量が増加していく中で、これまで以上に業務改善を積極的に進めるとともに、限られた職員の質の向上を図り、本市における適切な職員数の追求を行うことで効率の良い行政運営を目指す必要がある。

このような厳しい財政状況において、多様化・高度化する行財政需要を維持していくためには、本市の「行政改革アクションプラン」を確実に実行することが重要である。特に税や保育料等の徴収率の向上、使用料、手数料の見直し等、これまで以上に自主財源の確保に向けて積極的に取り組む必要がある。

4 令和3年度予算編成に向けた基本的考え方

(1) 総合計画に掲げた将来像の実現（ひと・そら・みどりがつなぐ響むまち とみぐすく）

令和3年度予算編成は、行政運営を総合的に推進するためのまちづくりの長期的かつ基本的な指針となる「第4次豊見城市総合計画」の実現に向け、真に必要とされる施策・事業の着実な推進と、喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、中長期的な視点に立ち次世代につなげる施策を計画的に推進することが必要である。

(2) 実施計画における施策の推進

令和3年度に実施すべき諸事業は、「第4次豊見城市総合計画」に掲げた将来像の実現を目指した「令和3年度実施計画」を基本とし、事業の必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

(3) 豊見城市人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の推進

本市では、「まち・ひと・しごと創生法」が平成26年11月に施行されたことに伴い、平成27年（2015年）から令和42年（2060年）を期間とする人口ビジョン、平成27年度から令和元年度を計画期間とする総合戦略を策定した。（第4次豊見城市総合計画が令和2年度に終了することから、次期総合計画と次期総合戦略を一体的に策定することとし、現在の総合戦略の期間を1年間延長。終期：令和3年3月31日。）

本市の総合戦略では、政府の掲げる4つの基本目標に対応した以下の基本目標を定め、その実現に向けた取り組みを推進することとしている。これらの実現に資する事業については、必要性、緊急性、優先度合い等を総合的に勘案し予算編成を行うこととする。

- ・基本目標① 豊見城市の特徴をいかした「しごと」の創出
- ・基本目標② 豊見城市のもつ魅力をいかした「観光・交流」の活性化
- ・基本目標③ 豊見城市で安心して子どもを産み育てる「ひと」にやさしい環境の充実
- ・基本目標④ 豊見城市に愛着を持ち、住み続けられる「まち」の形成

(4) 持続可能な財政構造の確立

少子高齢化、子育て関連、学校教育施設整備及び社会基盤整備等への対応により、引き続き財政需要が増加することが予想されているが、こうした財政需要への増加に対応していくためには、本市の厳しい財政状況を改めて認識し、これまで以上に自主財源の確保へ積極的に取り組む必要がある。また、「中期財政計画（令和2年度ローリング版）」における令和3年度の財政見通しを踏まえ、歳出全般の抑制を行うとともに、限られた財源の中で、効率的・効果的な予算の配分により各施策・事業の調整を図り、持続可能な財政構造の確立への取り組みを進める必要がある。

なお、予算は、「歳入に見合った歳出」が基本となることから、安易に財政調整基金等の基

金繰入に依存することのないよう、原則として現状歳入の範囲内で予算編成を行うこととする。

予算要求にあたっては、効果的かつ効率的な事業実施の手法を検討するとともに、その算定についても事業費や事業量の増減の要因を十分検証し、過大・過小に見積もることのないよう、適正な要求に努めること。また、年度途中における補正予算を見込んだ予算要求にならないよう留意し、予算編成に臨むものとする。

各部局においては、所管に係る施策・重点項目・事業推進の方針等、予算編成の基本的考え方を整理するとともに、事業の優先順位を踏まえつつ、予算の見積要求にあたっての具体的方策を明らかにすること。

このような基本的な考え方を踏まえ、次の事項に留意の上、編成を行うこととする。

記

(1) 徹底したコスト削減

- ① 厳しい財政状況の中で、市民の理解と信頼を得るために、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、効率的で効果的な行財政運営に取り組み、徹底したコスト削減を図ること。
- ② 将来にわたって収支の均衡を保つよう財政の健全化に配慮し、経費の徹底した節減合理化と事務事業の見直しを図り、なお一層のコスト削減の意識をもって事業費を見積もること。
- ③ 職員配置（会計年度任用職員等含む）についても、簡素で効率的な体制に向けて、徹底した見直しを行うこと。

(2) 積極的な財源確保

- ① 市税については、今後の経済状況や税制度の動向に留意し、税負担の公平を期するため課税客体の的確な把握と滞納額・不納欠損等の縮減に努め、徴収率の向上を図ること。
- ② 国民健康保険税、各種使用料等の収納率の向上対策を図ること。
- ③ 使用料・手数料については、受益者負担の適正化に努め、他の市民との公平性を欠くことのないよう、サービスに見合った負担となるよう見直しを図ること。
なお、必要に応じて、早急な条例改正等も視野に入れた対応をすること。
- ④ 国基準や県内市町村に比べて受益者負担の低いものについては、早急に適正な料金に見直すこと。
- ⑤ 土地利用の見直しや企業誘致活動等を引き続き推進し、将来の財源確保に向けた取り組みに努めること。

(3) 補助事業への対応

- ① 中長期的視点に立った施策の展開が必要であり、事業の必要性、緊急性、効果等を十分勘案し、「令和3年度実施計画」に基づき見積もること。
- ② 制度上の基準や徴収すべき個人負担等が定められている場合、この基準を超過して市独自に上乘せしているものは、漫然と継続するのではなく、昨今の状況下で真に必要性があるか十分に検証したうえで見積もること。

- ③ 国・県において、制度の廃止や縮小が行われた場合は、原則として本市においても同様とし、安易に単独事業として継続させないこと。
- ④ 市単独で実施している事業において、補助事業への振替が可能なメニューを積極的に導入し、財源確保に努めること。

(4) 補助金等の見直し

- ① 本市は徹底した歳出削減を図るなど、事務・事業全般の見直しに努めてきたところである。補助金の交付を受ける各種団体等についても、本市同様、一層の自助努力を求めるものとし、市が単独で行う各種補助金については、予算概算見積要領のとおり見積もり、不適切な執行等がないよう留意すること。
- ② 原則として新たな補助金は認めないが、やむを得ず新設の必要がある場合は、ビルド&スクラップで対応すること。
- ③ 公共的団体への業務委託や運営費補助等については、当該団体の組織、職員定数や業務の執行について徹底した合理化・効率化を求め、コスト削減等を図り経営の改善に努めるよう求めること。

(5) 行政改革の推進

現在、「改革を実感できる行政システムの構築」を最終目標とする第5次行政改革アクションプランを策定し、全47方策に取り組んでいるところである。行政改革の基本理念等を踏まえ、これまで以上に効率的な事業執行に取り組み、積極的な姿勢をもって安定した財政基盤の確立に向けて取り組むこと。

(6) 特別会計の健全化

特別会計については、それぞれの設置目的等を再確認のうえ、「独立採算の原則」を十分認識し、財源不足額を安易に一般会計からの繰出金に依存することのないよう健全経営の観点からICTやAI等のデジタル化を検討し事業の合理化・効率化に努めるほか、受益者負担の適正化を図り、公平な費用負担化に努めること。

また一般会計に準じて予算編成を行い、歳出経費の削減に努めること。

(7) 事業の見直し

- ① 事業については、事業評価を基に事業内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に見直し・改善を行うこと。また、可能な限り令和3年度予算に反映すること。
- ② すべての事業は、次の項目により総点検を行い必要に応じて見直しを図ること。
 - ア 市民は必要としているか。
 - イ 行政が行わなければならないものか。
 - ウ 国、県、市、民間のいずれが担うべきか。
 - エ 民間に任せることはできないか。
 - オ 事業を導入、継続した場合、どの程度の効率性を上げることができるか。
 - カ 厳しい財政状況の中で実施すべきものか。
 - キ PPP／PFIの活用やICTやAI等のデジタル化の推進ができないか。

(8) 国の地方財政措置等への対応

国の予算及び地方財政計画等が未確定であるため、令和3年度予算編成は現行制度を前提に編成することとなるが、予算見積もりにあたっては、国・県の動向に細心の注意を払い、方針が明らかにされているものは可能な限り当初予算に反映させること。

特に、国・県の新たな制度や事業、補助制度廃止等で一般財源が新たに必要になる場合は、当初予算に反映できるよう情報収集に努め対応すること。

(9) 沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）について

沖縄振興に資する事業等であって、沖縄の自立・戦略的發展に資するものなど、沖縄の特殊性に基因する事業等については、本交付金を積極的に活用すること。また、国及び県の要綱等に基づき、沖縄振興並びに本市振興に資するとの認識のもと、総合的な観点からの確かつ効果的な事業の立案を図ること。

本交付金は、内閣府による令和3年度沖縄振興予算概算要求において予算規模が若干拡大しているが、現時点において令和3年度を最終年度として終了する見込みとなっている。各部課においては、制度として既に残り1年の状態にあることを念頭に、交付金終了を見据えて計画的に事業進捗を図ること。また、令和4年度以降の継続については、次期沖縄振興計画を注視しながら検討すること。